

石垣港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成31年1月

石垣港港湾管理者

石垣市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 2 5 年 1 0 月 石垣市地方港湾審議会
- ・ 平成 2 5 年 1 2 月 交通政策審議会第 5 4 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・ 平成 2 9 年 5 月 石垣市地方港湾審議会

の議を経た石垣港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
------------	---

I 港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画	2
----------------	---

II 土地造成及び土地利用計画

1 土地造成計画	2
2 土地利用計画	2

変更理由

巡視船の配備に対応するため、新港地区において専用埠頭計画を追加する。

また、港湾における交通の円滑化を図るため、新港地区において土地造成及び土地利用計画を変更する。

I 港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

1-1 新港地区

巡視船の配備に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 8.5 m 岸壁 1 バース 延長 180 m [新規計画]

II 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するために、土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港	(5) 5	(1) 1					(1) 1	(5) 5

注：() は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注：今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港	(21) 21	(6) 6	(4) 4	(1) 1	(7) 7	(5) 5	(34) 34	(77) 77

注：() は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注：今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

石垣港港湾計画位置図



石垣港港湾計画図

